

BELS(建築物省エネルギー性能表示制度)評価業務手数料
申請料金 住宅

税込金額、単位：円

2025年 4月 1日

一戸建ての住宅	単独申請		36,000
	併願申請 (他制度でBELS評価に必要な 外皮性能が確認できる場合)	性能評価	12,000
		長期優良	
		低炭素認定	
		性能向上計画認定	
基準適合認定			
共同住宅等	単独申請	基本料金	120,000
		1戸あたり	2,400
		共用部分	120,000
	併願申請 (他制度でBELS評価に必要な 外皮性能が確認できる場合)	性能評価	上記金額 の半額
		長期優良	
		低炭素認定	
		性能向上計画認定	
基準適合認定			
再発行料金	全て		12,000

注1、共用部を有しない2住戸のみの共同住宅等の金額は1戸建ての住宅の金額の2倍になります。注2、共同住宅等にて、1住戸のみの申請は1戸建てと同じ金額です。

注3、変更申請の金額は当初申請の金額の半額です。

注4、改修前後の評価を行う場合は、上記金額の50%割増となります。

○以下に該当する場合と当機構が判断した場合は、料金を減額可能と判断し、料金は協議して決めるものとします。

a、一定期間内に多数の申請が認められる時。

b、評価業務の審査が効率的に実施できると認められる時。

①【モデル建物法】 税込金額、単位：円

面積 (㎡)	用途分類		
	A種	B種	C種
～300 未満	120,000×N	80,000×N	60,000×N
300～500 未満	132,000×N	88,000×N	66,000×N
500～1,000 未満	164,000×N	99,000×N	78,000×N
1,000～2,000 未満	197,000×N	110,000×N	88,000×N
2,000～3,000 未満	219,000×N	132,000×N	110,000×N
3,000～4,000 未満	252,000×N	164,000×N	132,000×N
4,000～5,000 未満	285,000×N	197,000×N	154,000×N
5,000～10,000 未満	329,000×N	242,000×N	187,000×N
10,000～20,000 未満	384,000×N	285,000×N	219,000×N
20,000～50,000 未満	438,000×N	352,000×N	264,000×N
50,000～	548,000×N	428,000×N	329,000×N

N：計算に適用するモデル数による係数（※7 参照）

②【標準入力法（主要室入力法を含む。以下同じ。）】 税込金額、単位：円

面積 (㎡)	用途分類		
	A種	B種	C種
～300 未満	200,000	150,000	120,000
300～500 未満	219,000	164,000	132,000
500～1,000 未満	274,000	187,000	154,000
1,000～2,000 未満	329,000	219,000	176,000
2,000～3,000 未満	384,000	264,000	219,000
3,000～4,000 未満	438,000	307,000	252,000
4,000～5,000 未満	493,000	362,000	285,000

<注意事項>

【計算方法】

※1 モデル建物法を使用する場合は別表3①、標準入力法を使用する場合は別表3②を適用する。

※2 増築又は改築の場合は、増改築に係る部分に使用する計算方法により適用する表を判断する。

【用途分類】

※3 A種、B種、C種の用途分類の適用については別表①による。

※4 一つの棟に用途分類が複数ある場合は次のとおり適用する。

①一部にでもA種が含まれるときはA種

②A種が全く含まれず、一部にでもB種が含まれるときはB種

※5 増築又は改築の場合は、増改築に係る部分の用途による用途分類とする。

【面積】

※6 別表①の面積は、非住宅部分の床面積とし、その算定は建築基準法に基づき行う。

ただし、増築又は改築の場合には、非住宅部分のうち、増改築に係る部分の床面積とする。

【割増加算】

※7 モデル建物法を使用する場合、使用するモデル数に応じ、下表で示す係数を別表①記載の料金に乗じた額とする。ただし、モデル数が2以上の場合、工場モデルは1モデルとして計上しない。

モデル数	1	2	3	4	5	6以上
係数N	1. 0	1. 1	1. 2	1. 3	1. 4	1. 5

※8 複合建築物の非住宅部分について、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定書、又は法第30条に基づく認定書（いずれも日本住宅性能評価機構で技術的審査を行ったものに限る。）の交付を受けており、当該内容から変更がなく非住宅部分に係る審査を省略できる場合には、別表①によらず10分の5の額とする。

別表①

分類	適合性判定の対象となる建築物の確認申請書第四面に記載される用途	用途区分コード
A種	図書館その他これに類するもの	08140
	博物館その他これに類するもの	08150
	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	08170
	助産所（入所する者の寝室があるものに限る。）	08190
	児童福祉施設等（入所する者の寝室があるものに限る。）	08210
	公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）	08230
	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	08240
	病院	08260
	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場	08370
	体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）	08380
	ホテル又は旅館	08400
	映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480
	劇場、映画館又は演芸場	08530
	観覧場	08540
	公会堂又は集会場	08550
	展示場	08560
ダンスホール	08590	

	個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	08600
B種	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	08060
	幼稚園	08070
	小学校	08080
	義務教育学校	08082
	中学校、高等学校又は中等教育学校	08090
	特別支援学校	08100
	大学又は高等専門学校	08110
	専修学校	08120
	各種学校	08130
	幼保連携型認定こども園	08132
	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160
	保育所その他これに類するもの	08180
	助産所（入所する者の寝室がないものに限る。）	08192
	児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。）	08220
	診療所（患者の収容施設のないものに限る。）	08250
	巡査派出所	08270
	公衆電話所	08280
	郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設（郵便局）	08290
	地方公共団体の支庁又は支所	08300
	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	08330
	マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの	08390
	自動車教習所	08410
	日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。）	08440
	飲食店（次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。）	08450
	食堂又は喫茶店	08452
	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣裳屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。）で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	08456
	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	08458
	物品販売業を営む店舗以外の店舗（前 2 項に掲げるものを除く。）	08460
	事務所	08470
料理店	08570	

	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	08580
	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの (当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。)で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。)	08650
C種	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	08310
	建築基準法施行令第 130 条の 4 第 5 号に基づき国土交通大臣が指定する施設	08320
	工場(自動車修理工場を除く。)	08340
	自動車修理工場	08350
	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360
	畜舎	08420
	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
	自動車車庫	08490
	自転車駐車場	08500
	倉庫業を営む倉庫	08510
	倉庫業を営まない倉庫	08520
	卸売市場	08610
	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620
	農作物の生産、集荷、処理又は貯蔵するもの	08630
農業の生産資材の貯蔵に供するもの	08640	

「その他 08990」の場合、モデル建物法を適用する場合に利用するモデルに応じて、次の通り判断する。

分類	モデル建物法を使用する場合に適用するモデル
A種	ビジネスホテル、シティホテル、総合病院、福祉施設、集会所(社寺を除く)
B種	事務所、大規模物販、小規模物販、学校、幼稚園、大学、講堂、飲食店、クリニック、集会所(社寺)
C種	工場